

平成14年のNGO等からの環境政策提言の活用について

環境省民間活動支援室
平成15年12月5日

昨年（平成14年）のNGO/NPOや企業から応募のあった政策提言（環境省民間活動支援室）については、環境行政として以下のように受け止め、活用させていただきました。

1. 提言の広報

いただいた提言を環境省だけでなく、関係省庁、地方公共団体、民間団体に幅広く知っていただくため、以下のような広報を図った。

「NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会（委員長：廣野良吉成蹊大学名誉教授）」が審査・選考した「優秀提言」6件について、フォーラムの場で発表をしていただき、参加者との間で共有を図った。

全提言を掲載した提言集を作成（500部）。都道府県等や関係省庁に配布。

全提言を地球環境パートナーシッププラザのホームページで掲載。

2. 提言の政策への反映

例えば昨年（平成14年）の発表提言6件については、環境省その他で以下のような政策への反映を進めている。

・リユースカップの利用による循環型社会づくり

ごみを減らす暮らし方を社会に普及・定着させていく調査研究として、提言をもとに「リユースカップの実施利用に関する検討調査」を環境省が実施している。Jリーグ、大分トリニータの本拠グラウンドでモデル的に実証調査を行っており、今年度末までに普及に向けた課題等を中間報告としてまとめることにしている。

・地域環境循環型社会の実現に向けて

（中山間農業の活性化と環境負荷の低減）

この提言をもとに、広島県、広島大学を始めとする産学官協働で平成

15年7月に「地域循環コージェネ・バイオ利活用研究会」を発足し、広島県神石郡豊松村「陽光の里公社」を対象地域として検討を進めている。研究会では17年度にモデル事業化することを目標としている。

・地球環境基金の充実

地球環境基金は、環境NGOの活動や、その国際会議での意見の発表を支援することとしている。平成14年8月に開催された「ヨハネスブルグ・サミット」に伴う民間環境保全活動の活性化に資するため、サミットへの参加やサミット後の普及・啓発活動にかかる支援特別措置をもうけ、その活動を支援している。

・アジア太平洋地域環境教育ネットワークの構築

提言では、アジア太平洋地域の先進国及び開発途上国が連携協調しての環境教育を実施する必要性を提案しているが、昨年度開催されたヨハネスブルグ・サミットで日本政府は、より幅広く、全世界で環境教育を始めとした人造りを推進するため「持続可能な開発のための教育の10年」を提案し、国連総会でその実施が決議されている。政府としてその実施のため、国内外での取組を推進していくこととしている。

このほか、「環境及び高齢化問題に対応する低速交通体系の確立」については、提案自体を受けているものではないが、同様の視点から、地球温暖化対策の観点から、低燃費・低公害車の普及促進のために導入に対する負担軽減を行うなどの措置を講じている。

また、「地域における省エネ意識醸成と自然エネルギー推進」については、地域における温暖化対策への取り組みを促進するために、環境省では地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策地域協議会」の立ち上げを支援し、日常生活での温室効果ガス抑制対策についての取り組みを推進しているところ。今後、この提言もこの枠組の中で検討しうるものと考えられる。